

広東、1831年

新村 容子*

はじめに

アヘン戦争前夜の1831年、衛藤藩吉氏が「1831年の危機」と命名した事件が起きた。広東官僚とイギリス東インド会社広州ファクトリー(中国語では「夷館」)の管貨人委員会(Select Committee of Supercargoes)との間の衝突事件であり、あわや開戦という容易ならざる事態に発展しながら、かろうじて危機は回避された⁽¹⁾。

この事件については、すでに衛藤藩吉氏がイギリス東インド会社の「広東貿易体制」への挑戦と失敗という文脈において扱っている⁽²⁾。私は、衛藤氏とは異なる観点からこの事件をとらえ、事件当時の広東が、北京からの厳しいまなざしと、イギリスからの軍事的圧力との板挟みの中で苦慮していたことを論じてみたいと思う。

本論に入る前に、当時の清朝における広東の特殊な立場について説明しておきたい。清朝は1757年以降、ヨーロッパとの交易を広東省の広州一港に限定した。広州において欧米諸国との貿易を管理する体制は、一般に「広東貿易体制」と呼ばれている。「広東貿易体制」について衛藤藩吉氏は次のように述べている⁽³⁾。

北京中央政府は欧米諸国人によって行なわれる貿易に関する管轄権を「天朝の定制」に反しないかぎり一切広東官僚の両広総督、広東巡撫および粵海関監督などに委任し、これら広東官僚はまた欧米諸国との貿易及び欧米諸国人の広東における行動一切の規則を、独占的に「外洋行」の「行商」たちに委任し、同時に一切の責任を負わしめたのであった。さらに行商はこれらの貿易および行動に関する規則の履行をイギリス東インド会社の管貨人委員会に委任した。(中略)これらの委任は常態においては、きわめて広範囲なものであってむしろ間接統治ないし「請負」といった方が適当であるかのごとき性質のものであり、上級の監督権は眠っているままほとんど下級者の恣意にゆだねられていた。

衛藤氏がいみじくも「請負」と表現されているごとく、広州の外国人たちは広州城外の珠江沿いのファクトリーに隔離され、外洋行の商人を窓口として交易及び日常生活を営んでいた。外国人

* 岡山大学文学部教授

に対する煩瑣な規制はあったが、外洋行商人は規制違反をしばしば容認していた。なお、「天朝の定制」とは、清朝朝廷の古くから決められたしきたりや制度を意味する。

1831年の事件は広州のイギリス人たちの規制違反が北京中央の政務監察官の告発によって朝廷に知らされたことによって始まった。

1. 北京からのまなざし

道光十一年三月初八日（1831年4月19日）工科掌印給事中邵正笏が北京朝廷に上奏文を奉り、「広東にて貿易する夷人が日に日に傲慢となっているので、厳しく章程を定めて、国威を明らかにし、夷のたくらみをやめさせる」ことを請うた⁽⁴⁾。工科掌印給事中とは政務の監察にあたる中央官庁（都察院に直属する六科の一つ工科）の主任長官にあたる。邵正笏は広州におけるイギリス人の定例違反を箇条書きに列挙して朝廷に告発した。

1. 中国人を殺害する事件が起きても犯人の引き渡しを拒否する。
2. 広州城内の市街をおおびらに歩き回り、中国人を怖れさせている。
3. 中国人の乳母や小間使いを雇っている。
4. 中国の書籍を「漢奸」が購入して外国人の子弟に中国語を教えている。
5. イギリス人はファクトリーの正面に勝手に埠頭を作り、輸出入関税を逃れようとしているが、広東官僚は見逃している。
6. 昨年、両広総督はイギリス人が轎子に乗ることと婦人を伴って広州に来ることを禁止する告示を出したが、イギリス人は無視している。
7. 靖海等の門から広州城内に入城することは禁止している⁽⁵⁾が、近年は告示（稟や批）を見るという名目で200～300人で押し入り、見張りの兵士は阻止できずにいる。
8. イギリス人は貿易シーズンが終われば帰国することになっているにもかかわらず、広州に滞在し続けている。

邵正笏は続けて、「漢と夷との交易は……天朝の物産でもって彼の国の人民を救済してやっているのであり、区々たる税収を利としているわけではない。ところが該夷は多額の税を納めていることを誇り、とうとう天朝の恩恵を忘れてしまっている」とイギリスを非難し、本来ならばイギリスとの貿易を断絶するべきであるが、「聖世の一視同仁を思うと、追い払うのも忍び難いので、統御する方策を峻厳にするべきであろう」と論じた。中国は中国の物産を恩恵として分け与え「夷狄」を助けてやっているのであり、税収など問題ではないというおなじみの論理である。ちなみにこの当時は清朝官僚の多くが、「外夷は内地の茶や大黃を数ヶ月間摂取しないと目が見えなくなり腸が詰まり、甚だしい場合には生をまっとうできない」という俗説を信じていた⁽⁶⁾。

この上奏文を受け取った道光帝はただちに広東巡撫朱桂楨(1830-1833在任)に告発の内容が事実かどうか粉飾することなく調査するように上諭を下した。本来ならば両広総督に命が下るはずであったが、当時両広総督李鴻賓(1826-1832在任)は暴動鎮圧のために海南島に行っており、広州を留守にしていた。

広東巡撫朱桂楨は五月十八日(六月二十五日硃批を奉ず)の上奏文⁽⁷⁾にて、八ヶ条の告発のうち婦人同伴問題と轎子に乗ることについては過去に起きたことで現在は厳しく遵守させていること、その他は必ずしも事実ではないと主張した。婦人同伴問題と轎子の問題は、前年の道光十年(1830)に広東官僚と管貨人委員会との間での激しいやりとりがなされ、委員会が武装船員をファクトリーに配置するまでに発展し、広東当局はついに折れたという経緯があった。ただし、広東は北京には「該夷は……頗る悔懼を知り」と、あたかもイギリスが屈服したかのように粉飾して上奏していた⁽⁸⁾。広東としては北京朝廷にこの問題をこれ以上つかれたくなかったに相違ない。

ただし、朱桂楨は、イギリス人が広州ファクトリーの正面に勝手に埠頭を作ったことを広東官僚が見逃しているという告発についてはそれを認め、外洋行に飭令して十日以内に埠頭を撤去させると上奏した。問題の埠頭は、1822年の広州大火によってファクトリーの建物が全焼した後の再建の際に、珠江に面したファクトリーの正面に、灌木などを植えたレクリエーションスペースとともに建設されたものであった。イギリス側から見れば、このスペースと埠頭はファクトリーの敷地内に位置し、なぜ問題とされるのか理解できなかったようである。しかし、この埠頭の建設は広東官僚の気に障るものであったらしく、工事開始以来、広東官僚はたびたび工事の中止を求めていた。おそらく、この埠頭が関税等の支払いをくぐり抜ける手段として利用されることを危惧していたと思われる⁽⁹⁾。八ヶ条の告発のうちイギリス人の埠頭建設に関するそれは広東の利害とも一致していたが故に、巡撫朱桂楨は俄然果敢な行動に出たのであろう。

朝廷と広東の地方官との間の上奏文と上諭のやりとりから見えて来る事件は以上のようなものである。北京中央では、この事件を、広東巡撫朱桂楨が埠頭を破壊し驕慢なイギリスを懲らしめた快挙であると認識したようである。例えば、五年後の道光十六年(1836)八月初九日、兵科給事中許球は上奏文の中で次のように広東巡撫朱桂楨の行動を賞賛している。なお、兵科給事でも政務の監察を任務とする中央官庁の役職である。

以前に、夷人は広州城外に埠頭を建設する計画を立てた。[広東官僚は]それを何ヶ月も阻止することができずにいた。巡撫朱桂楨が着任すると、自ら現場に行き、破壊を命じた。夷人はその毅然とした態度に服し、何も言わなかった。(中略)夷情は天朝に服することもあるのである。(なお、[]内は引用者による補足。以下、同じ)。

北京中央では、「夷」に対して弱腰であったそれまでの広東の役人と対比して、巡撫朱桂楨は強気に出たことによって「夷」を服せしめたと評価していた⁽¹⁰⁾。北京から見た時、イギリスは「天朝の懐柔」につけこんでのさばっている乱暴者であり、そのようなイギリスには「天朝」の「威」を見せつけて畏れさせ服従させることが必要なのであった。そして、北京から見ると、広東はイギリスの驕慢さを見て見ぬふりをしている不屈きな存在であった。

2. イギリスの砲艦政策

広東巡撫朱桂楨の埠頭破壊に対して、イギリスは北京が認識していたように「何も言わなかった」のであろうか。朱桂楨が「夷」を服せしめたという北京の認識には根拠があるのだろうか。当時、東インド会社広州ファクトリー管貨人委員会のメンバーであり、事件直後に首席に着任したデーヴィス（John Francis Davis）はこの事件について次のように記述している⁽¹¹⁾。

シーズン最後の船が帰国の途に就き、管貨人委員会が広州を離れていた期間中の、5月12日朝、広東巡撫朱桂楨が突然ファクトリーに姿を見せ、行商と通事を呼び出し、総督の意に反してファクトリーの正面に埠頭と庭が作られたことに関して説明を要求した。行商らは自分たちには何の罪も無いと懇願した。買弁はすぐに鎖につながれ、収監された。外洋行の筆頭 Howqua（怡和行の三代目伍受昌を指す——引用者）は、その場にいた粵海關監督がとりなすまで巡撫の前にひざまづいて命乞いをしなければならなかった。巡撫は埠頭を破壊して原状に回復させなければ買弁と怡和行の伍受昌を死刑にすると命令した。ついで巡撫は国王ジョージ四世の肖像画の垂れ幕を引きずりおろさせ、肖像画に背を向けて座った。この事件のすぐ後に、[広東での] 外国人の振る舞いに関する八ヶ條の規則が発布され、それは中国における外国人の状態を以前よりも更に悪くするものであった。その規則のもとでは、夏（貿易シーズンは10月から1月までであった——引用者）の間広州ファクトリーに留まることは許されず、すべての外国人は清朝政府と行商のコントロールに服しファクトリーから出はならず、許可無く珠江を上下してはならないのである。また、[外国人が] 官僚に意見を伝える方法についてのさまざまな制限が案出された。

すなわち、広東巡撫朱桂楨は突然広州ファクトリーに乗り込んできて埠頭の破壊を命じ、イギリス国王の肖像画を侮辱したというのである。なお、外国人の振る舞いに関する八ヶ條の規則とは「防範夷人章程」のことである⁽¹²⁾。

これに対し、広州ファクトリーの管貨人委員会は、広東当局に対して、何らかの賠償がなされなければ貿易を停止すると抗議すると同時に、インド総督に軍艦の出動を求める書簡を出した。しかし、イギリス側の抗議にもかかわらず、両広総督李鴻賓は巡撫の行動を認める諭令を出し、

皇帝は両広総督が奏請した外国人の行動制限、いわゆる「防範夷人章程」を裁可した。そのことは6月9日に管貨人委員会に伝えられた⁽¹³⁾。

ここにおいて広州ファクトリーの管貨人委員会は、中国側の対応に何らかの変化を期待するには北京に訴えるしかないと判断したが⁽¹⁴⁾、当面はインドからの連絡を待つことにした。11月に軍艦チャレンジャー号 (the Challenger) が広州湾沖の伶仃洋海域に到着した。艦長フリマントル (Captain Freemantle) はインド総督ベンティンク (William C. Bentinck) の8月27日付けの両広総督宛書簡を携えていた。フリマントル將軍はインド総督の代理としてベンティンク書簡を12月31日に広東当局に手渡した。本来、外国人は外洋行商人を介してのみ役人とコミュニケーションを取るきまりであったが、外洋行商人はこのような手紙を仲介する危険を冒すことを拒否したため、異例にも直接手渡された。インド総督ベンティンクの書簡の内容を紹介しよう⁽¹⁵⁾。

両広総督閣下へ。私に次のような報告がなされました。両広総督閣下が留守の間に広東巡撫から私の同胞であるイギリス商人に対して敵意に満ちた侮辱的な行為がなされました。広州のファクトリーが強制的に占拠され、貴公が以前に建設を許可した外壁と埠頭が破壊され、この暴行の犯人は尊大にも我々の偉大な国王の写真を意図的に無礼に扱いました。

(中略)

私は、貴公の留守の間に貴公の部下がおこなった乱暴で不正で無礼な行為に、貴公が賛意を表するようなことはないと確信しています。そして貴公の賢明さは私が希望するとおりのものであり、このような事態への対処の仕方において貴公の名声は百倍にも増すことを確信しています。

貴公は国によって習慣がことなることはご存じでしょう。中華皇帝の臣民が外国に赴いた時、臣民は全能の統治者皇帝の家父長的な庇護を受けることができませぬ。我々の国の船や商人も同様です。しかし、彼らがどこへ行ったとしても、国王は彼らを気にかけ、彼らの行動と彼らへの扱いについて注視しているのです。もし彼らが悪事を働いたならば、国王は彼らを処罰し、被害者への賠償を認めるのにやぶさかではないでしょう。また、もし他の人々が彼らに対して不正や暴力を加えたならば、国王はそれを国王自身への侮辱ととらえ、臣民が尊敬を持って扱われ……彼らが正当な取り扱いを受けるよう求めることを、国王の義務であるとみなすでしょう。

私は、我が国王が所有する広大な帝国の総督であり、広大な領域と多くの島々が私の統治下にあり、多くの資源と富と訓練された軍隊を保有しています。ご存じのように、我々の船は我々が来訪するあらゆる港や都市を豊かにしています。私の影響力が及ぶ限り、そして許される限りの方法で、世界のあらゆる地域における私の国に関わる不正を見張ること、私の有する軍事力と権威を用いて干渉すること、イギリスに属する商人を不正と抑圧から守るこ

とは、私の義務です。それ故にこそ、広州ファクトリーのメンバーは、私に彼らが受けた不正と抑圧を訴えたのです。私は貴公に……彼らの不当な扱いに対して公平に率直に配慮してくださいよう嘆願します。そのようにして下さるなら、私は貴公に恩義を感じ、苦しめられている商人たちが当然にも私に期待しているもっと踏み込んだ支援について考慮する必要はなくなるでしょう。

ベンティンクは、極めて懇懇な表現ながらも、イギリスの富と力を誇示し、両広総督が広州在住イギリス商人に対する「不正」を放置するならば、「もっと踏み込んだ支援」すなわち武力攻撃も辞さないことを表明し、広東当局に脅しをかけている。12月29日には、艦長ハムリー (Captain Hamley) 率いる軍艦ウルフ (Wolf) 号が澳門に到着していた。その後のイギリスの対中国政策を貫く砲艦政策の始まりであった。

3. 広東の対外認識

それでは、両広総督は、インド総督ベンティンク書簡にどのように答えたであろうか。両広総督はベンティンクに直接回答することを拒否し、外洋行商人宛に諭令を出した。この諭令はベンティンクに対する間接的な回答になっている⁽¹⁶⁾。

広州城外に夷館がある。それは外洋行によって建設され、イギリス人に賃貸しており、該国が建設し取得したものではない。夷館の正面の埠頭もまた外洋行商人によって貨物の積み卸しを容易にするために建てられたのである。道光七年に外洋行商人は内密に埠頭を作りそれを外壁で囲み広大なスペースを囲い込んでしまった。建設に際して役所に請願して許可を得ることをしなかった。私と巡撫とは状況を調査し知県を派遣し、それらの構築物を撤去するよう外洋行に命令した。しかし、かれらはぐずぐずと引き延ばし、許可して欲しいとの請願を繰り返した。それ故毎年毎年それらは存在し続けたのである。この侵犯行為は外洋行商人の愚かさによるものであり、該国には関わりがない。昨年春私が広東を離れていた時に、ある人物が皇帝に、夷館では密かに埠頭を建設したと上奏したことによって、調査して対応せよとの皇帝の密命が広東巡撫に下され、ただちに破壊するよう命ぜられた。巡撫は自ら赴き破壊し皇帝に報告した。非難を呼び起こすことは巡撫の意図ではない。彼が埠頭を破壊したのは秘密里の勅令に従ったからである。……その上、彼が破壊したのは外洋行が内密に建設したものである。外洋行商人こそが処罰されるべきであり、その他の人々に懲罰が及ぶことはない。イギリス商人たちよ、公正でないことがなされたと言うが、何がそうなのか。しかも夷館の部屋や家具などは全く破壊されていない。明白にイギリスへの抑圧は無いのである。

外洋行商人は近いうちに石段と埠頭を以前のように再建し、貨物の積み卸しに便利となるであろう。また、かれらは、開閉できる横木を設置することを請願しており、粵海関監督は巡撫にそれを許可するように話している。すなわち、さらなる防御柵が設けられるのであり、通商は滞りなくおこなわれるであろう。そうして相互に平穏が戻ることであろう。

該国の君主の絵を侮辱したという言いがかりについては(中略)、巡撫は自分は法を犯していない限り子どもであっても踏みつけにはしないとっており、ファクトリーに入って君主の絵を侮辱するなどということがあり得ようか。そんなことはあり得ないことであり、誰もそのような類のことを目撃していない。巡撫の回答を筆写し、翻訳して該国に送るように。そうすれば、すべての疑いは晴れるであろう。

該国は広州において百年以上も通商をおこなっているのであり、偉大なる皇帝の寛大さと慈悲深さとに敬意を表し跪いて感謝すべきである。そうすればお互いに平穏が訪れるであろう。広州に駐在する「大班」(管貨人委員会の首席 President of the Select Committee of the Supercargoes のことを、当時の中国では「大班」と呼んでいた——引用者)およびその他の管貨人は通商全体を取り仕切る知性のある人物でなければならない。暗黙のうちに習慣を守り、奸民(Chinese traitors)の陰険な提案に耳を傾けてはならない。天朝の慈悲深さと丁重さとは不変である。天朝は万人を一視同仁に遇する。総督である私も、遠客に対する皇帝の限りない仁を理解し、遠客の忠誠と服従を認めるにやぶさかではない。このことを知らしめるためにこの諭令を出したのである。

なお、総督は最後に、これらの諭令を「大班」らはその国のすべての人々に伝え知らしめるように、そして「その海軍将校は船を引き連れて北風に乗って早急に立ち去るように」と命じている。

諭令の論点をまとめてみよう。第一に、両広総督は、広州ファクトリーが埠頭を建設したことをすべて外洋行商人の責任とみなし、怡和行を処罰することによって事件を決着させようとしている。外洋行の商人は、そのとてつもない富において有名であり、中でも怡和行は外洋行の中でも最も富裕な筆頭株であった。しかし、彼らは官僚によって生殺与奪を握られていた。一旦官僚の機嫌を損ねると、枷刑や杖刑は言うまでもなく申し開きの権限もなく縛り首にされかねない状況に置かれていた。実際、怡和行の三代目伍受昌はこの時、埠頭建設の責任を問われて獄につながれ、二年後の1833年に死去している⁽¹⁷⁾。このように外洋行の責任を問うことによって、両広総督はイギリスとの直接対決の局面に至ることを避けているようである。両広総督はイギリス人に対して「奸民の陰険な提案に耳を傾けてはならない」と述べている。この「奸民(Chinese traitors)」とは外洋行商人を指すと考えて間違いのないであろう。埠頭の建設をあたかも外洋行が持ちかけたように擬制することによって、イギリスとの対決を回避している。

第二に、埠頭の破壊が皇帝からの密命によるものであることを示して広東巡撫の行動を弁護するとともに、外洋行に命じて埠頭を速やかに再建させると論じており、イギリスを宥めることに必死の様相が見える。埠頭の再建は北京には知らされなかったと思われる。

第三に、両広総督は艦長フリマントルらに対し、諭令の内容をイギリス本国の人々に広く知らせ、イギリス人の怒りを解くことを求め、また、軍艦二隻が広東を早急に立ち去ることを求めている。

以上の三点に見られる如く、この両広総督の諭令には、もちろん中華としての尊大さは見られるが、それよりもイギリスをなだめる事に汲々としている様子が見られる。両広総督は一体何を懼れていたのであろうか。

まず、広東官僚は当時のイギリスの軍事力の大きさと、中国軍の劣弱さをある程度は認識していたと思われる。イギリス海軍の将校ドゥルリー（Admiral Drury）による1808年の澳門占領計画の際、珠江を遡ろうとしたイギリス部隊（軍艦からボートに乗り換えて遡上を試みた）に清朝軍が砲撃したことがあった。この時はドゥルリーが遡航を断念し、清朝軍の勝利となった⁽¹⁸⁾。しかし、広東当局にとって従順なポルトガルに比してイギリスの大胆不敵さは衝撃であったようである⁽¹⁹⁾。また、前述の如く、1830年にも、イギリスは戦闘に備えて武装船員をファクトリーに配置したことがあった⁽²⁰⁾。両広総督李鴻賓が奏請した「防範夷人章程」（1831年）の中に、外国の軍艦は珠江を遡ってはならない、外国人はファクトリーに武器を持ち込んではならない、などの項目があるが、イギリスの軍事力と行動力に対して、広東地方当局は密かに懼れを抱いていたに相違ない。

次に、広東はイギリス軍艦が広州湾沖合に押しつけてきたことに関して、北京からさらなる厳しいまなざしを向けられる事を懼れていたと思われる。イギリスの軍艦を追い払うことができなかったということになれば、いかなる処罰を受けるかわからない。広東にとって幸いなことに、インド総督が差し向けた軍艦二隻は、イギリス本国からの指令を受けてそれ以上の行動を差し控え、立ち去ることになった⁽²¹⁾。

おわりに

1831年に広東巡撫朱桂楨は、北京中央の政務監察官の告発を受けて、広州ファクトリーの埠頭を違法建築物とみなして破壊した。本稿ではこの事件について、北京、イギリス、広東それぞれの受け止め方を考察した。

当時の北京は、広東が外国人に対する監視を怠っていると深い猜疑心を抱いていた。その疑いは中央の政務監察官の広東告発の上奏となって表出した。広東官僚はそうした告発をすべて外洋行商人の外国人に対する監督不行届に帰すことによって切り抜けようとした。外洋行の商人は、その富裕さにおいて際だった存在であったが、官僚との関係においては無力であり、しばしば官

僚の恣意的な懲罰の対象となった。

一方、広州ファクトリーのイギリス商人たちは、自分たちの不満をまず広東におつけた。広東では埒が明かないから北京に直接訴えるべきであるという考え方は存在した。しかし、そのような試みは1759年のフリント (James Flint) の場合のように手ひどい反撃を受ける可能性があった⁽²²⁾。イギリス東インド会社は広東官僚を揺さぶるために、1831年、ついに軍艦を広東に派遣する。その後のイギリスの対中国外交を貫く砲艦政策の始まりである。

広東は、イギリスと清朝との軍事力の差をすでにある程度は認識していたと思われる。まだ、イギリスと清朝とが直接砲火を交える事態は起きていなかったが、1808年、イギリス海軍は澳門占領を試みて広東に軍隊を派遣しているし、1830年には広州ファクトリーに武装船員を配置している。広東は彼我の軍事力の差を認識していたが故に、イギリスの砲艦政策に対して有効な対応ができないことを北京から厳しく叱責される事態に至ることを懼れていた。

1831年のこの事件の後、広東における巡撫朱桂楨の権威は失墜したという⁽²³⁾。イギリスを挑発し砲艦政策を招いたという批判を浴びたのであろう。しかし、北京においては彼は、すでに指摘した如く、強い姿勢で驕慢なイギリスに立ち向かい、服従させた人物として五年後にも語られることになった。広東と北京との対外認識の相違が現れている。アヘン戦争の際に広東の知識人が主張した「辺釁を開くなかれ」という主張は、広東の現実認識に依拠している。しかし、広東は自らの経験に基づく対外認識を北京に訴える努力をすることなく、北京に対して事実を隠蔽し粉飾して報告することを続けた。北京は現実離れした攘夷思想を保持したままアヘン戦争を迎えることになった。

註

- (1) 「ファクトリー (factory)」という用語については、坂野正高『近代中国政治外交史』東京大学出版会、1973年、129頁参照。坂野氏は、「要塞化した商人居留地たる港」と定義している。但し、広州のファクトリーは道光二年(1822)の広州大火までは壁で囲まれていたが、以後は建物の周囲は開放的なスペースとなっていた (*Chines Repository*, Vol. VII, p. 447)。なお、Anthony Farringtonによれば、イギリス東インド会社のファクトリーはマドラス、ボンベイ、カルカッタにおけるそれらを除いて要塞化されておらず、平戸のファクトリーなどは近所の住民がお風呂を借りに来るほど開放的であったという (*Trading Places; The East India Company and Asia 1600-1834*, The British Library, 2002, p. 74)。おそらく、ファクトリーはそれが設立される現地の政治権力との関係の中でその性格を変化させていたであろう。
- (2) 衛藤藩吉『近代中国政治史研究』東京大学出版会、1968年、179頁～182頁。
- (3) 同上書、169頁。
- (4) 道光十一年三月初八日「工科掌印給事中邵正劄奏」中国第一歴史档案館編『鴉片戦争档案史料①』天津古籍出版社、1992年、73頁。及び、蔣廷黻編『籌辦夷務始末補遺 道光朝』第一冊、北京大学出版社、1988年、675頁。

- (5) 広州城には全部で十六の城門があり、靖海門はその一つである。外国人の入城は禁じられていた。
- (6) 道光十八年閏四月二十五日「江南道御史周頊奏」『籌辦夷務始末』巻の二、9b~10b。
- (7) 道光十一年五月十八日「広東巡撫朱桂楨奏報」『鴉片戦争档案史料①』81頁~82頁。
- (8) 道光十年十二月二十三日「慶保等片」『籌辦夷務始末補遺 道光朝』第一冊、667頁~669頁。
- (9) John Francis Davis, *China : A General Description of that Empire and its Inhabitants*, London, 1857, pp.102-103.
- (10) 国岡妙子「朱嶸・許球の禁煙奏議」『東洋学報』44巻1号、1961年9月、111頁。
- (11) Davis, *op. cit.*, pp.103-104.
- (12) 坂野正高前掲書、135頁~136頁。婦人をファクトリーに連れてきてはならない、中国人の使用人を雇ってはならない、轎に乗ってはならない、河の上をボートで漕ぎ回るな、などの行動規制である。
- (13) Davis, *op. cit.*, p.104.
- (14) J. B. Eams, *The English in China*, London, 1909, p.165.
- (15) *Chinese Repository*, Vol. XI, 1842, pp.2-5.
- (16) *Ibid.*, pp.4-6.
- (17) 梁嘉彬『広東十三公行』上海商務印書館、民国26年（1937年）、294頁。
- (18) H. B. Morse, *The Chronicles of the East India Company Trading to China 1635-1834*, Vol. 3, 1926, p. 81 ; J. B. Eams, *op. cit.*, pp. 139-141 ; Davis, *op. cit.*, pp. 73-76 ; . 中国第一歴史档案館『明清時期澳門問題档案文献匯編（一）』1999年、667頁~692頁。
- (19) 広東の知識人梁廷枏の『夷氛聞記』は、明末より澳門に居住するポルトガル人たちに較べてのイギリスの狡猾さと大胆さを指摘している（清代史料筆記叢刊『夷氛聞記』中華書局、1959年）。
- (20) 道光十一年三月初九日「邵正笏奏請嚴定外夷貿易章程」『籌辦夷務始末補遺 道光朝』第一冊、676頁。
- (21) Davis, *op. cit.*, p. 105.
- (22) 東インド会社のフリント（James Flint）は、広東海関の徴税の不透明さを北京に直訴するという果敢な行動に出た。これは一旦成功したかに見えたが、フリントは1759年広東で逮捕され、3年間の投獄の後国外追放処分となった（Davis, *op. cit.*, pp48-50 ; J. B. Eams, *op. cit.*, pp84-89）。
- (22) *Chinese Repository*, Vol. XI, 1842, p. 6.